



2月13日(木) ~ 3月17日(月)

税の申告相談

申告の時期がやってきました。申告は税額を算出する目的と併せて、所得証明書・非課税証明書の交付などに必要です。期限内に必ず申告しましょう。



○市税や地方税に関するお問い合わせ 関 税務課 (千代田庁舎)
○所得税や消費税など国税に関するお問い合わせ 関 土浦税務署 ☎029・822・1100

◆市の申告会場で相談することのできない申告◆

- ◎譲渡所得(株や不動産などを売却した場合の所得)
 - ◎平成24年分以前の過年度の申告 ◎確定損失申告 ◎住宅借入金等特別控除(連帯債務のある方)の申告
 - ◎青色申告 ◎住宅関連特別控除(特定増改築など)の申告 ◎消費税・贈与税・相続税 ◎先物取引
 - ◎雑損控除の適用を受ける申告
 - ☞盗難・災害による損失を受けた方で、事前に税務署などで「雑損控除計算書」の作成が済んでいる方は相談可能
 - ◎外国人の方で、被扶養者が祖国にいる方
- ※その他のケースでも高度な判断を要する場合は、相談の途中でも税務署に行ってください。

◆申告に必要なもの◆

申告内容に応じてさまざまですが、「所得」や「所得控除」に関する証明書と「印鑑」が必要です。控除を受ける場合には、控除額が確認できる証明書や領収書をご持参ください。

- ◎印鑑
- ◎所得税確定申告書(税務署から届いている方のみ)
- ◎本人の金融機関名(支店名)・口座番号のわかるもの(還付申告を受ける方)

対象	必要書類
給与所得者・公的年金受給者	源泉徴収票(原本)、事業主の支払証明など ※給与支払報告書、年金払込通知書での受け付けは行っていません
事業所得者・農業所得者・不動産所得者	収支内訳書(必ず記入のうえ持参してください) ※固定資産税を経費として計上する場合は、固定資産税領収書と課税明細書をご参照ください
医療費控除を受ける方	医療費の領収証(原本)、保険などで補てんされた金額の明細書 ※領収書の日付(H25.1.1 ~ H25.12.31)をご確認いただき、受診者や病院別に集計してください
社会保険料控除を受ける方	国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・任意継続保険料などの領収書または納付済額証明書
生命保険料・介護医療保険料・地震保険料控除を受ける方	個人年金保険料・生命保険料・介護医療保険料控除証明書や地震保険料控除証明書・長期損害保険料控除証明書(平成18年末までに契約締結された分)
住宅借入金等特別控除を初めて受ける方	原本：住民票・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書 写し：家屋(土地も含む)の登記簿謄本・請負(売買)契約書・その他(認定通知書など)
市外在住者を扶養にとる方	被扶養者の住所・氏名・生年月日がわかるもの

※収支内訳書の用紙は、市役所各庁舎・中央出張所の窓口には設置してあります。なお、農業所得用は農協・漁協の窓口にも設置してあります。

◆申告が必要な方◆

- 平成26年1月1日に市内にお住まいの方は、原則として申告が必要です。
- ◎年末調整が済んでいない方
 - ◎給与所得者で、勤務先からの給与支払報告書が市役所へ提出されていない方
 - ◎主たる給与のほかに収入があった方
 - ◎給与を2カ所以上からもらっている方
 - ◎営業・農業・不動産・利子・配当・年金・雑・一時・譲渡などの所得や原稿料、講演料などの収入があった方
 - ※農業所得は、自作・他作にかかわらず耕作収入があった方が対象となります。なお、出荷していなくても収穫があった場合は、農業所得となります。
 - ◎市内に在住している方の税法上の扶養親族となっていない方
 - ※単身赴任など市外に住んでいる方の被扶養者となっている場合は、申告が必要です。
 - ◎失業保険・遺族年金・障害年金など非課税所得があった方
 - ※証明書の発行や国民健康保険税の算定、児童手当受給の基礎資料となりますので、申告が必要です。
 - ◎年金から天引きされている社会保険料の他に普通徴収で社会保険料などを納付されている方

◆申告の方法◆

- ◎各相談会場(6・7ページ参照)で提出できます。
 - ※相談会場は大変混雑が予想されます。以下の方法で、ご自身で作成して提出することもできます。
- ◎郵便で提出する場合
 - ☞自書申告により確定申告書に必要事項を記載して完成した場合は、郵送などで税務署に提出できます。また、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」の案内に従い金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成し、印刷したものに源泉徴収票などの必要書類を添付して税務署に郵送で提出できます。

◎電子申告で申請する場合

☞郵送で提出する場合と同様、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で確定申告書や青色申告決算書などを作成し、「e-Tax(電子申請)」を利用して提出できます。なお、電子証明書の取得とICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。



◆市内の相談会場と対象者～指定日以外でも、都合の良い日にご来場ください～◆

会場および時間	あじさい館		千代田庁舎	働く女性の家
	9:00～11:30	13:00～16:00	9:00～11:30 13:00～16:00	9:00～11:30 13:00～16:00
平成26年				
2月13日(木)	*****	*****	*****	還付申告
14日(金)	*****	*****	*****	還付申告
15日(土)	*****	*****	*****	*****
16日(日)	*****	*****	*****	市内全地区
17日(月)	風返、高賀津、平、宮下	北ノ坊、中道、富士見台	*****	市内全地区
18日(火)	田子内、小津、新屋敷	柏崎先浜、柏崎下宿、柏崎横町	*****	市内全地区
19日(水)	柏崎上宿、小常、田端、出戸、芝久保	下高野、下軽部、富士寮	*****	市内全地区
20日(木)	赤塚東、赤塚西、松本	崎浜、加茂団地、平川、御殿	*****	市内全地区
21日(金)	川尻、内加茂、戸崎原	戸崎、大前、田宿	*****	
22日(土)	*****	*****	*****	
23日(日)	*****	*****	*****	
24日(月)	西原、深谷中台、男神、上大堤、三ツ木、日大寮	深谷一、深谷二、深谷三、深谷団地	七会地区	各会場の開錠は午前8時です。
25日(火)	深谷上郷、深谷下郷、四ヶ村、堤	下原、毘沙門堂、八千代台、牧ノ内	七会地区	
26日(水)	幕田、南根本、大成、牧ノ内第二	大和田、サンシャインつくば	七会地区	午前中の受け付けが80人になり次第、午後の受け付けを開始します。
27日(木)	房中、上高谷第2、上高谷第3、宮馬場、千鳥ヶ丘	八田、兵庫峰、浜、緑ヶ丘、霞台	下稲吉・稲吉地区	
28日(金)	有河、牛渡下郷、牛渡上郷、上高谷	根山、柳梅、外葉、松崎、心道学園	下稲吉・稲吉地区	
3月1日(土)	*****	*****	*****	
2日(日)	市内全地区	市内全地区	市内全地区	
3日(月)	西成井上宿、西成井下宿、西成井横町、上軽部、東京製綱筑波寮	堂山、馬場、馬場山、小原、巽台、酒井住宅、原巻	志筑地区	
4日(火)	天王町、金川、荻平、荻平本郷、新宿、三ツ谷風返、巾木免	飯岡、天神、天神第一、ピソ天神、かんだつ住宅	志筑地区	
5日(水)	新生、共栄、大和、希望ヶ丘	三見アパート、鹿ノ山、鹿ノ山第二、東宝ランド、南野	志筑地区	
6日(木)	坂東、大平、上東、二ノ宮、大寿	坂有河、西方、折越、志戸崎西一、志戸崎西二	稲吉東・稲吉南・角来地区	
7日(金)	志戸崎西三、志戸崎中、志戸崎東一、志戸崎東二	横須賀、根本前原、北前原、後路	稲吉東・稲吉南・角来地区	
8日(土)	*****	*****	*****	
9日(日)	*****	*****	*****	
10日(月)	山田、石田、沖ノ内	上根、田伏中台、霞	新治地区	
11日(火)		市内全地区	新治地区	
12日(水)		市内全地区	新治地区	
13日(木)		市内全地区	市内全地区	
14日(金)		市内全地区	市内全地区	
15日(土)	*****	*****	*****	
16日(日)	*****	*****	*****	
17日(月)		市内全地区	市内全地区	

◆土浦税務署からのお知らせ◆

◎確定申告会場のお知らせ

☞確定申告会場・・・新治ショッピングセンター「さん・あびお」2階(土浦市大畑1611)

☞開設期間・・・2月12日(木)～3月17日(月)(土・日を除く)

※ただし、2月23日(日)・3月2日(日)は開設しません。

※開設期間中は、土浦税務署での申告相談は実施しません。土浦税務署の窓口では、申告書の提出、申告書用紙や納付書の交付、現金納付の業務を行っています。

☞受付時間・・・9:00～16:00(混雑状況により、受付終了時間を早める場合があります)

☞相談内容・・・申告相談(所得税や復興特別所得税、個人事業者に係る消費税、贈与税の申告書の作成および提出)

☞不明な点は、土浦税務署にお問い合わせください。「さん・あびお」へのお問い合わせはご遠慮ください。

◆税務課からのお知らせ・お願い◆

◎申告期間中は、税務課窓口での申告相談は行っていません。

◎還付申告は2月13日(木)以前でも土浦税務署などで受け付けていますので、早めの申告を心掛けてください。

◎市では市・県民税の申告書および各種収支内訳書(一般・農業・不動産)などは送付しませんので、自書申告をされる方は市役所各庁舎・中央出張所の窓口でお受け取りください。

◎申告期限が間近に迫りますと大変混雑しますので、持参する書類など不備のないようご確認のうえ、時間に余裕を持ってご来場ください。

◆長寿福祉課からのお知らせ◆

◎障害者控除対象者認定書をお持ちの方は、所得税や住民税の障害者控除・特別障害者控除を受けることができます。

◎障害者控除対象者認定書は、障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の要介護・要支援認定を受けている方で、一定の条件を満たす場合に交付されます。詳細は、長寿福祉課(千代田庁舎)にお問い合わせください。

◆Q&A◆

Q. 期限までに確定申告書を提出できなかったときはどうすればいいですか？

A. 期限は必ず守るようにしてください。ただし、万が一にも遅れてしまったときでも、「期限後申告」をすることができます。しかしながら申告の結果、税金が返ってくるのではなく、納める必要がある方は、3月17日(月)までに申告、または納税しなかったことによる加算税などがかかりますのでご注意ください。

Q. 申告するときに、間違いやすいことはありますか？

A. よくある間違いは、次のとおりです。

【医療費控除の計算間違い】

出産にともない受給した出産育児一時金やその他受給した高額療養費、生命保険会社からの入院給付金などは医療費の合計から差し引きます。